

第12回“日本の食品”輸出 EXP0 における茨城県ブース設営業務委託仕様書

- 1 委託期間 契約締結日から令和8年6月26日まで
- 2 予算上限額 1,800,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
- 3 委託業務内容

- (1) 下記展示会における茨城県ブース全体の装飾デザイン・設営・施行・撤去

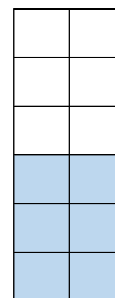
展示会名：第12回“日本の食品”輸出 EXP0

会期：令和8年6月24日(水)～26日(金)（3日間）

会場：東京ビッグサイト（東京都江東区有明 3-11-1）

ブース面積：3.0m×2.7m×6マス＝48.6㎡（3小間）※角2小間

- (2) その他茨城県ブースの設営等に必要な業務



※青色で示した部分

小間番号：9-24

- 4 茨城県ブースのコンセプト

海外バイヤーをターゲットに展示商品が魅力的に伝わることを最優先にし、茨城県の認知度も高められる装飾とする。

- 5 ブース装飾・レイアウト

- (1) 全体

- ①ブース全体として「茨城県」が分かる装飾とすること。
- ②使用する言語は日本語及び英語とすること。
- ③展示会主催者が定める「自治体・外郭団体の出展に関する規約」（別添）に基づいた装飾・レイアウトとすること。
- ④展示スペース及び全体スペースは、別添「使用備品一覧」に記載の備品を配置すること。
- ⑤来場者が立ち寄りやすく、かつ、出品商品が効率よく積極的なPRができる配置とすること。
- ⑥ブース内の照明はLED照明とすること。
- ⑦パンチカーペットを敷設すること。

- (2) 展示スペース

- ①ブースは県内企業の商品が魅力的に伝わる空間とするため、壁面（背面）にA0サイズのポスター若しくはパネル等を6枚作成して各社ブースに設置すること。なお、写真等の素材は商品出品企業が提供する。
- ②展示台12台（1m程度の台を1社につき2台設置）、椅子12脚（1社2脚）、さらに商談席として6セット（1セット＝テーブル1台、椅子4脚）を設置すること。なお、展示台については出品商品によって冷凍又は冷蔵ショーケースに変更となる場合がある。
※展示スペースに配置する冷凍又は冷蔵ショーケースの追加については、共同出展者

決定後に希望をヒアリングする。設置費用については委託費用には含めず、別途精算とする。

③展示スペース内に10カ所、100V・2口コンセントを設置すること。

6 その他留意事項

- (1) 展示会主催者の「出展規定」に従った提案を行うこと。
- (2) 見積には、小間料金（出展料）、電気幹線工事費（1次側）、電気使用料、給排水工事費（1次側）、水道使用料は含まないこと。（※電気及び給排水の2次側工事費は含む）
- (3) 見積は、積算根拠を詳細に記載すること。
- (4) 委託費の支払は、委託業務完了後の精算払を基本とするが、詳細については契約締結時に別途協議する。
- (5) 各出展者が必要とする電気容量及び水道使用量については、事前に調査を行い、主催者指定の電気工事業者への申請、打合せなど必要な諸手続きが必要な場合にはそれを代行すること。
- (6) 開催第1日目は、ブース運営に問題がないと機構担当者が判断するまで常駐すること。
- (7) 出展者から要望のあった追加備品等に係る費用は、出展者に請求し、支払いを受けること。
- (8) 展示会が中止となった場合等、提案・見積内容に変更が生じる場合には、その都度協議するものとする。

“日本の食品”輸出 EXPO

JFEX — ジェイフェックス —
国際食品・飲料 商談 Week

主催: RX Japan 合同会社
会期: 2026 年 6 月 24 日 [水] ~ 26 日 [金] 会場: 東京ビッグサイト

自治体・外郭団体のパビリオン出展に関する規約

本展は、出展事業者の商談を目的とした商談展です。事業者が個々にブース内で深い商談を行い成果を上げていただくために、各社ごとに「8.1 m²以上のスペース」を割り当て、各社に割り当てたブース内にそれぞれ1セット以上の商談席の設置をお願いいたします。

本規約の対象

- 事業者を募り ブース内に事業者ごとのスペースを割り当てる出展形態(パビリオン出展)をとる「都道府県 市区町村などの自治体」及び「自治体より委託を受けた外郭団体」

規約

- 1 事業者あたり、0.5 小間 (8.1 m²) 以上でご出展ください。
- 各事業者は、装飾規定に基づいてブースを施工ください。詳細は別紙を参照ください。
- 各事業者は、ブース内に商談用テーブル・イスを、契約書記載の規定数以上設置ください。
- 全出展企業名 および ブース装飾レイアウトを、事務局指定の期日までに、事務局にご提出ください。
- 冷蔵庫、調理場、ストックなど、自治体事務局としてのスペースが必要な場合は、各事業者のブースとは別にブースを確保ください。
- 事業者の展示内容によっては、保健所の指導によりブース内に手洗い場を設置しなくてはならない場合がございます。

本規約を順守いただけない場合には、ご出展をお断りする場合もございます。

本規約は、展示小間契約書のご提出時に、合わせてご提出ください。

本規約を順守いたします。

また、別紙の自治体・外郭団体の装飾規定の詳細も確認しました。

日付：

自治体・団体名：

所属・役職：

氏名：

自治体・外郭団体の装飾規定の詳細

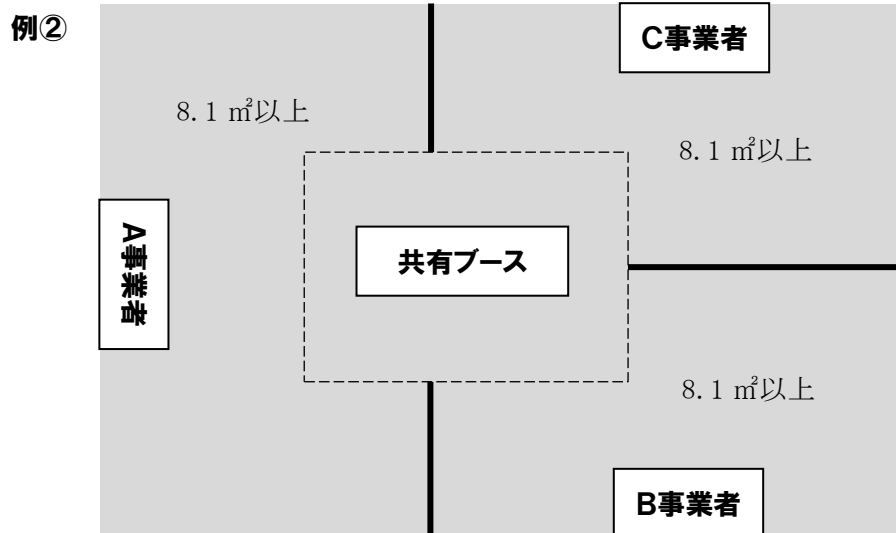
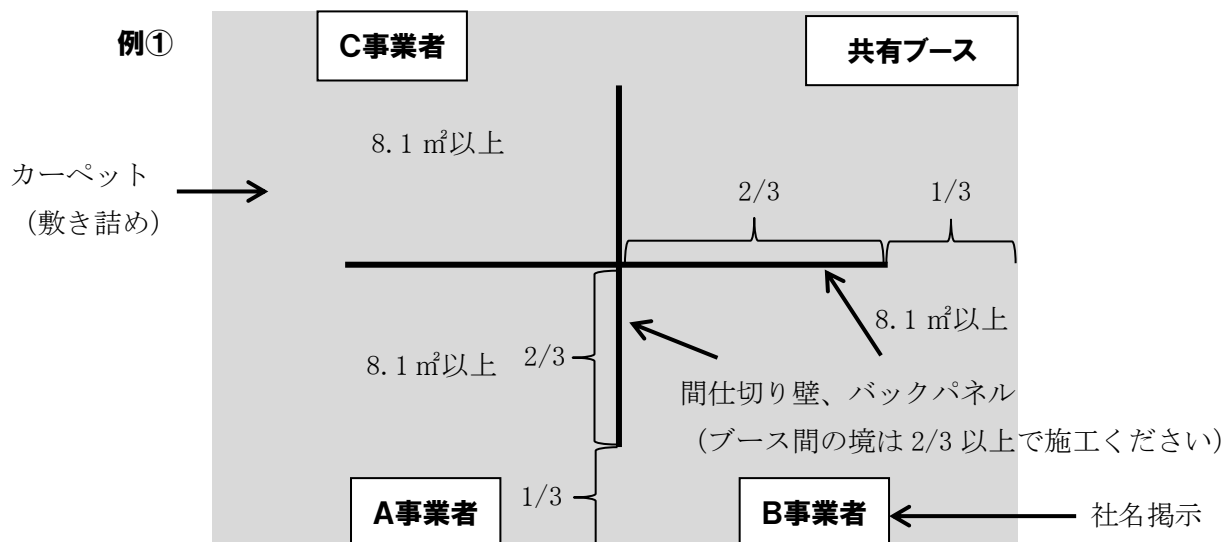
● 裝飾規定

① 必ず施工しなければならない造作

- カーペット（敷き詰め） ●間仕切り壁、バックパネル
●社名掲示（出展社ならびに共同出展社の社名掲示が必要です。）

※基礎装飾は一切ありません。レンタル装飾をお申込みされていない方は、最低限上記のものをご用意ください。

※ブース4辺が全て通路に面している場合、間仕切り壁、バックパネルは不要です。



② 装飾物は、床面から高さ3.6m以下となっております。

- (1)装飾物（看板類、アーチ、バルーン等の浮遊物、光線を使用した装飾、ディスプレイ用の植木等を含む）の高さ制限は床面から3.6m以下とします。
（ただし、出展製品はこの限りではありません。）
- (2)出展製品自体の高さが3.6mを超える場合は、会場に申請が必要となりますので、事前に事務局までご連絡ください。

③ 通路側へのライトの照射・突出物の取付を行うことは出来ません。

ライト類（社名看板・製品を照らす場合は除く）、看板類（主催者が取付ける小間番号板などは除く）、旗、幟（のぼり）その他装飾物の通路側への照射・突出は一切出来ません。また、小間以外の共用通路部分へカーペットを敷くことも禁止いたします。

④ 隣接小間との間仕切りは、必ず片面パネルで施工してください。

隣接小間との間仕切り、及びバックパネルは、必ず隣接面全体を高さ2.7m以上、3.6m以下（セットバックなし）の片面パネルで施工してください。なお、高い間仕切りを用いた出展社は、露出した隣接小間との間仕切りの裏面を、白無地パネルもしくは、経師紙（白）で処理してください。

（高さが隣接小間と異なる場合、隣接小間から1mの範囲内で、隣接する小間側に社名等の文字を入れる事は禁止いたします。）

⑤ 装飾物を天井から吊り下げることが出来ません。

ホール内の既存天井から装飾物（バナー・ワイヤー等）を吊り下げることは一切出来ません。

⑥ 小間内に聴衆のスペースを確保してください。

自社小間内で、プレゼンテーションを行なう場合、小間から聴衆が溢れ、通路を塞ぐことのないよう予め十分なスペースを小間内に設けるような設計を行ってください。

⑦ カーペットの養生は両面テープをご使用ください。

小間内床のカーペットは、すべて弱粘の両面テープで固定させてください。
ボンドなど接着剤の使用はできません。

⑧ 二階建施設を設置することは出来ません。

小間内に二階建の施設（インフォメーションブース、商談室、控室／休憩所、倉庫等の来場者または、係員が入室する状態の施設）の設置を禁止します。

また、来場者または係員の通行するブリッジ等は設けることができません。

⑨ 消防施設を隠さないよう十分ご注意ください。

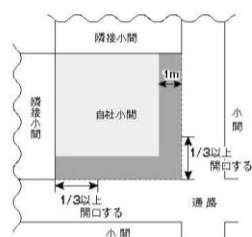
消火器、屋内消火栓、スプリンクラー設備、自動火災報知設備、非常ベル誘導灯などを装飾物で隠さないよう十分ご注意ください。また、その付近にはそれらを使用の際に障害となる出展製品や、装飾物、その他の物品を放置しないでください。

なお、消防施設の場所を確認されたい方は、事務局までお問合せください。

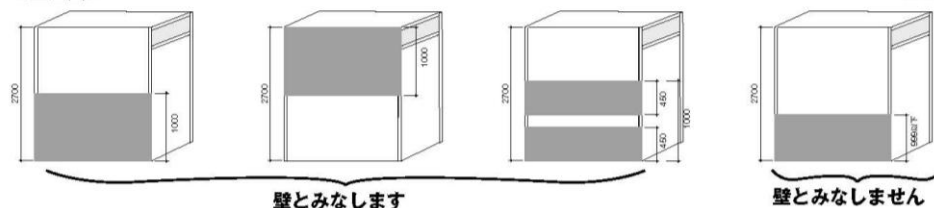
⑩ 通路から1mの範囲内に造作を施工する場合、間口の1/3以上を開けてください。

（自社小間と会場壁面の間に他の出展社がない場合、および外周小間の側面はこの限りではありません）

＜平面図＞



＜立面図＞



*床から2.7mの間に、上記の図のように1m以上の造作を施工した場合、1/3以上の開口ではなく壁とみなします。（2.7m以上の部分はこの限りではありません）

⑪ 天井構造を行う場合は、事前申請が必要です。

事前の申請がない場合は、千葉市美浜消防署より、現場で取壊しや変更工事等を命じられる場合がございます。天井構造を行う場合は、必ず天井構造申請書をご提出ください。

参考ブース

